

A-IDEA 認定制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「革新事業創造戦略」（以下「戦略」という。）に基づき構築した革新事業創造プラットフォーム「A-IDEA」における「A-IDEA セレクト」及び「A-IDEA アドバンス」の認定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「A-IDEA セレクト」及び「A-IDEA アドバンス」とは、別表1の認定区分に定めるものとし、別表2に定める審査基準を満たしており、支援対象として知事が認定した事業をいう。
- (2) 「A-IDEA ポータル」とは、第4条に定める A-IDEA 認定申請の受付を行うほか、県の各施策の紹介や戦略で生まれたイノベーション創出事例を発信する Web サイトのことをいう。
- (3) 「A-IDEA 事務局」とは、スタートアップの中核支援拠点である「STATION Ai」内に愛知県が設置する、戦略推進に係る拠点のことをいう。
- (4) 「A-IDEA コンシェルジュ」とは、「A-IDEA 事務局」に配置する専門人材のことをいう。
- (5) 「A-IDEA 会員」とは、別に定める「革新事業創造プラットフォーム（A-IDEA）利用規約」に同意し、会員として登録している者をいう。
- (6) 社会実装とは、社会課題の解決や地域の活性化に資するプロダクトやサービスを生み出し、地域に根付かせていくことをいう。

(申請者の要件)

第3条 この要領により「A-IDEA セレクト」及び「A-IDEA アドバンス」の認定の申請をする者（以下、「申請者」という。）は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 中小企業者等（中小企業基本法第2条）、大企業（みなし大企業を含む）、大学、研究機関及びその他団体とし、別表3に定めるものであること。
- (2) 申請を受けようとする事業の実施主体であり、当該事業に係る具体的なプロダクト又はサービス（実証に耐え得るそれらのプロトタイプを含む）を有していること。
- (3) A-IDEA 会員であること。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる者は対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている者
- (2) 法第二条第二号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 国税又は地方税が未納の者

(申請)

第4条 申請者は、別表1に定める認定区分から1つを選択した上で、A-IDEA ポータルにおいて認定申請を行い、様式第1の A-IDEA 認定申請書のほか、別に定める必要書類を知事に提出するものとする。

2 複数の事業者がグループを形成して事業を実施する場合、認定申請は、グループの代表者（以下「代表申請者」という。）が一括して行うものとし、様式第1の A-IDEA 認定申請書に、様式第2の委任状を添えて提出しなければならない。

3 その他募集に関することは別に定める。

(審査)

第5条 申請事業の審査を、別表2の審査基準に基づき、次の各号に掲げる方法により実施する。

(1) 「A-IDEA セレクト」の申請事業は、A-IDEA 事務局において審査を行う。

(2) 「A-IDEA アドバンス」の申請事業は、戦略に基づき設置する「革新事業創造戦略会議」において審査を行う。

2 その他審査に関することは別に定める。

(認定)

第6条 知事は、前条の審査の結果に基づき、申請事業が審査基準を満たしており、支援対象として認めるときは、当該申請事業を「A-IDEA セレクト」又は「A-IDEA アドバンス」として認定するものとする。

2 知事は、前項の認定をした場合は、様式第3の A-IDEA 認定通知書により申請者に通知するとともに、その認定区分に応じた A-IDEA 認定証を交付する。

3 知事は、第1項の認定を行わないときは、その旨を様式第4の A-IDEA 不認定通知書により申請者に通知する。

(認定事業の有効期間)

第7条 前条第1項の認定を受けた事業（以下「認定事業」とする。）の有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) A-IDEA セレクト 認定日から起算して2年間（ただし、起算日から2年を経過する日の属する月の末日までを有効期間とする）

(2) A-IDEA アドバンス 認定日から起算して5年間（ただし、起算日から5年を経過する日の属する月の末日までを有効期間とする）

(中間報告及び終了報告)

第8条 認定事業の実施者（以下「認定事業者」とする。）は、認定日から起算して1年を経過するごとに、速やかに当該期間における進捗状況を取りまとめた中間報告書を知事に提出しなければならない。

2 認定事業者は、認定事業の有効期間終了後に、速やかに終了報告書を知事に提出しなければならない。

3 中間報告書及び終了報告書の記載事項は、別に定める。

(支援)

第9条 知事は、認定事業に対して認定区分に応じた支援を講じるものとし、その内容及び支援期間は別表4のとおりとする。ただし、当該支援施策を所管する団体等が実施可能な範囲内で行うものとする。

(変更の届出)

第10条 認定事業者は、次の事項に変更があった場合は、速やかに様式第5のA-IDEA 認定変更届出書により、知事に届け出なければならない。

- (1) 認定事業者の名称
- (2) 代表者の役職又は氏名
- (3) 本店又は主たる事務所の所在地
- (4) 共同で認定事業を実施する事業者

(認定の辞退)

第11条 認定事業者は、認定事業がその有効期間中において、認定の要件を満たさなくなったとき又は認定継続の意思を失ったときは、速やかに様式第6のA-IDEA 認定辞退届出書に認定証を添付の上、知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第12条 知事は、認定事業が次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 認定事業者から前条の辞退の届出があったとき
 - (2) 認定事業又は認定事業者が認定の要件を欠くことになったとき
 - (3) 虚偽その他不正の手段により認定を受けたとき
 - (4) その他適当でないと認められるとき
- 2 知事は、認定取消しを決定したときは、様式第7のA-IDEA 認定取消通知書により通知する。
- 3 認定を取り消された事業者は、速やかに認定証を返納する。
- 4 認定の取消しにより生じた損害について、知事は一切の責任を負わない。

(認定証の再交付)

第13条 紛失、棄損、その他の事由により認定証の再交付を希望する認定事業者は、様式第8のA-IDEA 認定証再交付申請書により、知事に認定証の再交付を申請するものとする。

- 2 知事は、再交付の申請のあった認定事業者について、その申請内容がやむを得ないものと認めるときは、認定証を再交付するものとする。

(報告及び調査)

第 14 条 知事は、必要があるときは、認定事業者に対し、認定事業について報告を求め、又は調査をすることができる。

2 認定事業者は前項に規定する報告及び調査について、知事の指示に従って誠実に対応しなければならない。

(免責)

第 15 条 知事は、認定により認定事業者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要領は、令和 8 年 7 月 6 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

別表1 認定区分（第2条関係）

認定区分	内容
A-IDEA セレクト	社会・地域課題解決や地域の活性化に資するイノベーション（ソーシャルイノベーション）創出につながる「革新的なビジネス」であり、当認定後の伴走支援による磨き上げによって、愛知県における社会実装が期待できるもの。
A-IDEA アドバンス	「A-IDEA セレクト」に認定されている事業のうち、愛知県における社会実装の確度が高いもの。

別表2 審査基準（第2条、第5条関係）

審査項目	内容
革新性	【A-IDEA セレクト・A-IDEA アドバンス共通】 ① 全国初、地域初、または他に類例がない独自性を有していること。 ② 技術・サービス・ビジネスモデルにおいて、従来にない新しい価値や仕組みを提供できること。 ③ 特許や知的財産、独自技術、ネットワークなど、他者が容易に模倣できない強みを有していること。
必要性	【A-IDEA セレクト・A-IDEA アドバンス共通】 ① 解決すべき社会・地域課題を明確にとらえており、愛知県が取り組む意義があること。（愛知県特有の社会課題に取り組むもの、全国的な社会課題を愛知県が先導的に解決していくもの、愛知県の強みを活かすもの 等） ② 社会・地域の課題解決の効果（インパクト）など公的価値について、調査・分析により、裏付けが行われていること。
事業性	【A-IDEA セレクト】 ① プロジェクトの実行に必要なステークホルダーが特定され、主要な先と関係性を今後構築できるかなど、プロジェクトが推進・発展する見込みがあること。 ② ビジネスとして継続的に収益を上げられる構造や、他地域への展開などの拡張性を備えていること。 【A-IDEA アドバンス】 ① プロジェクトの座組や、公的支援や融資を得やすいようなビジネスモデルが一定程度構築されており、社会実装が有望であること。 ② ビジネスとして継続的に収益を上げられる構造や、他地域への展開などの拡張性を備えていること。

別表 3（第 3 条関係）

認定を受けることができる者は、以下のとおりとする。

対象者
中小企業者等 ^{注1} 、大企業（みなし大企業 ^{注2} を含む）、大学、研究機関、その他団体

注 1：中小企業者等とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定された中小企業者（個人事業主含む）と、中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項第 6 号、7 号、8 号に定める法人（企業組合等）又は法人税法別表第二に該当する法人（※ 1）、農業協同組合法に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（従業員数が 300 人以下である者に限る。）を指す（※ 2）。

※ 1 一般財団法人及び一般社団法人については、非営利型法人に該当しないものも対象とする。

※ 2 法人格のない任意団体（申請時に法人となっていて、任意団体として確定申告をしている場合は申請可能）、収益事業を行っていない法人、運営費の大半を公的機関から得ている法人は、対象とならない。また、本事業の趣旨から、政治団体や宗教法人などの団体も対象とならない。

注 2：みなし大企業とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定された中小企業者のうち、以下のアからオに規定する企業を指す。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を上記アからウのいずれかに該当する者が所有している者

オ 上記アからウに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

別表 4 支援内容及び支援期間（第 9 条関係）

認定区分	支援内容	支援期間
A-IDEA セレクト	A-IDEA コンシェルジュによる伴走支援 （調査・分析による事業効果や採算性等の裏付け支援、実証に取り組むパートナー探し（座組づくり）支援、公的支援や融資を得やすいようなビジネスモデルの構築に係る支援、専門家の紹介 等）	認定有効期間内
	A-IDEA 事務局による支援 （モデル事例として情報発信支援）	
A-IDEA アドバンス	革新事業創造事業費補助金の交付（※ 1）	認定年度内
	A-IDEA コンシェルジュによる伴走支援 （認定事業の進捗管理、実証実験の実施に向けた支援、他地域への展開に向けた支援）	認定日から 1 年間 （※ 2）
	A-IDEA 事務局による支援 （金融機関への情報提供、専門家の助言、モデル事例として情報発信支援、他地域への展開支援）	認定有効期間内

※ 1 これまでに革新事業創造事業費補助金の交付を受けている場合は、同一の案件に対して再度の補助金の交付は行わない。

※ 2 認定日から起算して 1 年を経過する日の属する月の末日までとする。
また、追加支援の必要性を知事が認めた場合、最大 1 年間の延長が可能。

(様式第 1)

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 (郵便番号)
(本社所在地)
名 称 (企業等名)
(代表者の役職・氏名)

A-IDEA 認定申請書

A-IDEA 認定制度実施要領第 4 条第 1 項の規定に基づき、A-IDEA 認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 認定区分 ※該当する区分を一つ選択し、「○」を記載

区分	
	A-IDEA セレクト
	A-IDEA アドバンス

→ A-IDEA アドバンスの認定申請の場合

当該事業の A-IDEA セレクト認定日 年 月 日

- 2 事業の名称

- 3 事業の内容
別紙事業説明書のとおり

- 4 申請者の概要
別紙事業説明書のとおり

- 5 申請者の区分 ※該当する区分を一つ選択し、「○」を記載

区分	
	中小企業者等
	大企業 (みなし大企業を含む)、大学、研究機関、その他団体

6 共同で事業を実施する事業者

1	事業者名	
	本社所在地	
	代表者の役職・氏名	
	役割	
2	事業者名	
	本社所在地	
	代表者の役職・氏名	
	役割	
3	事業者名	
	本社所在地	
	代表者の役職・氏名	
	役割	

※行が不足する場合は、適宜行を挿入すること。

7 誓約事項等

- ☐ 代表申請者及び共同で事業を実施する事業者が、暴力団員が役員となっている事業者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないことを誓約します。
- ☐ 代表申請者及び共同で事業を実施する事業者は、国税および地方税の未納がないことを誓約します。
- ☐ 申請書の記載内容は真実に相違ないことを誓約します。

(様式第2)

年 月 日

(代表申請者の企業等名)

(代表申請者の代表者の役職・氏名) 殿

住 所 (郵便番号)

(本社所在地)

名 称 (企業等名)

(代表者の役職・氏名)

委任状

私は(代表申請者の企業等名)を代表申請者と定め、A-IDEA 認定の申請に関する権限を委任します。

(様式第3)

第 号
年 月 日

様

愛知県知事

A-IDEA 認定通知書

年 月 日付の申請については、下記のとおり認定しましたので、A-IDEA
認定制度実施要領第6条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1 認定区分

A-IDEA セレクト/A-IDEA アドバンス

2 認定事業名

3 認定番号

4 認定有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

(様式第4)

第 号
年 月 日

様

愛知県知事

A-IDEA 不認定通知書

年 月 日付の下記の申請については、審査の結果、不認定となりましたので、A-IDEA 認定制度実施要領第6条第3項の規定に基づき、通知します。

記

1 申請区分

A-IDEA セレクト／A-IDEA アドバンス

2 申請事業名

(様式第 5)

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 (郵便番号)
(本社所在地)
名 称 (企業等名)
(代表者の役職・氏名)

A-IDEA 認定変更届出書

年 月 日付 第 号による認定に係る申請書の記載事項について、下記のとおり変更しましたので、A-IDEA 認定制度実施要領第 10 条の規定に基づき、届け出ます。

記

1 認定区分

A-IDEA セレクト／A-IDEA アドバンス

2 認定事業名

3 認定番号

4 認定日

年 月 日

5 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

6 変更年月日

年 月 日

(様式第6)

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 (郵便番号)
(本社所在地)
名 称 (企業等名)
(代表者の役職・氏名)

A-IDEA 認定辞退届出書

年 月 日付 第 号による認定については、A-IDEA 認定制度実施
要領第 11 条の規定に基づき、下記のとおり認定を辞退します。

記

1 認定区分

A-IDEA セレクト／A-IDEA アドバンス

2 認定事業名

3 認定番号

4 認定日

年 月 日

5 辞退理由

(様式第 7)

第 号
年 月 日

様

住 所 (郵便番号)
(本社所在地)
名 称 (企業等名)
(代表者の役職・氏名)

A-IDEA 認定取消通知書

年 月 日付 第 号による認定については、A-IDEA 認定制度実施要領第 12 条の規定に基づき、下記のとおり取り消します。

記

1 認定区分

A-IDEA セレクト／A-IDEA アドバンス

2 認定事業名

3 認定番号

4 認定日

年 月 日

5 認定の取消日

年 月 日

6 取消理由

A-IDEA 認定制度実施要領第 12 条第 1 項第 号に該当するため。

(様式第8)

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所 (郵便番号)
(本社所在地)
名 称 (企業等名)
(代表者の役職・氏名)

A-IDEA 認定証再交付申請書

年 月 日付 第 号による認定については、A-IDEA 認定制度実施
要領第13条に基づき、A-IDEA 認定証の再交付を申請します。

記

1 認定区分

A-IDEA セレクト／A-IDEA アドバンス

2 認定事業名

3 認定番号

4 認定日

年 月 日

5 再交付申請理由